

質問 と 回答

	質問	回答
1	<p>一般診断法Weeから卒業すべしとは？ Wee2012で行う精算法と3点セットと言われている精算法は違うのでしょうか。</p>	<p>達人塾でお伝えしている3点セットは、①1階と2階の床面積の比率に応じて1階の必要耐力を求める「精算法」、②偏心率計算、③N値計算、の3つです。達人塾では、①～③の3つを一般診断法に適用した診断法のことを、「詳細診断法」（精算法ではありません）と呼んでいます。なお、Wee2012は、今年5月のバージョンアップで①と②に対応しています。③は対応していません。</p>
2	<p>「達人診断」ソフトは、精密診断法1は○で精密診断法2は×となっていますが、「Wee2012」でいう方法1と方法2のことですか。</p>	<p>Weeの方法1，方法2と精密診断法2は全く別の方法です。 <Weeの場合> 方法1：柱を主な耐震要素とした住宅を対象とするときの方法 方法2：太い柱や垂れ壁を主な耐震要素とする伝統工法で建てられた住宅を対象とするときの方法 <精密診断法1> 地震荷重の高さ方向の分布（Ai分布）、偏心率計算、N値計算に基づく部位低減、等を用いて精度を高めた診断方法 <精密診断法2> S造やRC造の設計でも用いられる保有耐力設計法に基づいた診断方法、あるいは地震波記録を用いる時刻歴応答解析に基づく診断方法</p>
3	<p>A455では$600 \leq W \leq 1,000$と記載されているが、$W > 1000$例えば $W = 1,820$の場合は適用出来ないとい</p> 	<p>A455は半間サイズの実験しか実施されておりません。W=1,000を超える長さの壁は適用範囲外です。</p>
4	<p>「減災協」の工法は長野県の補助金申請対象工法に認定されているのでしょうか。</p>	<p>長野県では、愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が独自に評価した部分開口などの構造用合板補強工法「A-○○○」工法を長野県建築物構造専門委員会で評価された工法とみなし、耐震補強工事の補助対象としています。</p>
5	<p>以前長野県主催の一般診断講習会において、補強計算の劣化度は現況診断の劣化度をそのまま用いるように指導されましたが、「達人」は補強計算の劣化度を変更しています。どちらが正しいのでしょうか？</p>	<p>長野県主催の木造耐震診断士養成講習会はあくまで一般診断法の説明をしております。長野県の耐震診断士派遣事業は一般診断法で耐震診断を行うことを前提としておりますが、耐震設計については、より合理的な精算法や精密診断法を推奨しています。</p>
6	<p>建物の荷重を減らすための屋根仕上げ材の変更工事は、補助金対象になるのでしょうか。</p>	<p>長野県の要綱上は、診断士が行った耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅について行う耐震改修工事であって、工事後の総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点を超えるものであれば、屋根仕上げ材の変更工事であっても、補助対象となります。 ※市町村により取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは市町村耐震補助金窓口へご相談ください。</p>

質問 と 回答

	質問	回答
7	補強壁の下に基礎が無い場合で、コンクリート基礎を造らないでの補強は無理ですか。弱い補強で出来る場合がありますか？	<p>「基礎がない」というご質問について、下記のような解釈のもと2通りの回答をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>1. 「基礎がない」 = 「布基礎も玉石基礎も何もない」と解釈した場合 (回答) 基礎が存在しない場合はその上部にどんな壁を作っても耐震要素と見なすことはできません。かならず、いずれかの基礎ランクに相当する基礎を新設してください。</p> <p>2. 「基礎がない」 = 「布基礎がない、玉石・ブロック等の独立基礎はある」と解釈した場合 (回答) 玉石基礎、ブロック基礎に対応する基礎ランクIIIのままで弱い壁を分散配置し、目標評点を満たすような改修設計を行ってください。</p>
8	講習の中で耐震診断、耐震補強設計を業務として成立させることを勧めています。今後業務として携わっていきたい場合はどのように展開していけばいいのでしょうか。県、市町村の行政での制度はあるのでしょうか。	<p><県より> 県では、木造住宅の耐震化を推進するため、住宅・建築物耐震改修促進事業として、今回のような改修事業者向けの講習会の開催や市町村が行う耐震対策事業に対し補助金を交付する形で支援しています。既存木造住宅の耐震診断については、耐震診断士派遣事業として、長野県木造住宅耐震診断士に登録している建築士を派遣し診断いただいています。長野県木造住宅耐震診断士として登録されていない場合は御検討ください。 耐震診断士派遣事業は国・県・市町村の補助のみで費用を負担しており、住宅所有者が無料で実施できるものとしています。耐震診断のみでは業務として成立することは難しいと考えられますので、耐震診断の結果「耐震性が不足する」となった住宅の耐震補強設計として本講習でのノウハウを活かし報酬を得ること、別の工事の受注に繋げることで業務として成立することは十分可能と考えております。</p> <p><達人塾より> 耐震改修は新築とは全く異なる業態として取り組む必要があります。建築士は設計を工夫することによって工事が安価になり、その結果家主の自己負担が少なくなります。そのことを家主さんに説明し、しかるべき設計料をきちんといただくような方法で生業に結びつけていただきたいと思います。オンライン版の「第5講 住宅所有者への説明技術」も参考にしてください。</p>
9	外部設置のアイワンですが、設置する場所に柱は必要になりますか。(柱間への設置でしょうか)	アイワンのアンカーは、柱芯から455mmまで偏心させることができます。ただし、間柱は柱と見なすことはできません。
10	第11講の丸谷案 北東角の通し柱の金物トは1階の柱脚もトに改修しなくていいでしょうか。	第11講の改修案では、北東の柱の補強はなされていませんが、診断評点が目標の1.0を満足しているのので、この状態が最終的な補強案になります。耐震改修の目的は目標評点を満足することであり、すべての金物補強を行うことではありません。
11	耐震設計をするときに、平屋と2階建ての家を廊下でつないでいて(エクспанション等で)平屋のみを耐震したいようなときは、別物として、計画を立ててもよいでしょうか。	耐震診断時においては複数棟が意匠上つながっている場合は、接続部分の応力の伝達状況等を勘案し、別で耐震診断すべきか否かの判断が必要です。構造上一切力の伝達がない場合や、接続部分が小さく伝達する力の両棟への影響が過小である場合等は、別で計画することが適当と思われます。ただし、県及び市町村の補助制度上はS56.5.31以前に着工されたもの等の要件がありますので、増築等されている場合は注意が必要です。 ※市町村により取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは市町村耐震補助金窓口へご相談ください。